

## ○大分県入札監視委員会設置要綱

平成 9 年 4 月 1 日大分県告示第 465 号  
最終改正 平成 20 年 3 月 31 日大分県告示第 227 号

### (設置)

第 1 条 県が発注する工事に関し、入札・契約事務の適正な執行を図るため、大分県入札監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 県が発注した工事に関し、入札・契約手続の運用状況等について当該工事を発注した部局の長（以下「担当部局の長」という。）から報告を受けること。
- 二 県が発注した工事のなかから委員会が抽出したのものに関し、入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について審議すること。
- 三 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における入札・契約手続（政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 2 3 号）の対象工事に係るものを除く。）に係る再苦情の申立てについて審議すること。
- 四 談合の認定について、各部局に設置された公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）から意見を求められた場合に、意見を述べること。

### (委員会の委員及び組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 8 委員の氏名及び職業は、公表する。

### (会議及び議決)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 第 2 条第 1 号及び第 2 号の事務に係る会議は、原則として、3 か月に 1 回開催する。
- 4 第 2 条第 3 号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、必要に応じ開催する。
- 5 第 2 条第 4 号の事務に係る会議は、調査委員会から意見を求められたときに開催する。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 委員会の会議は、非公開とする。
- 8 委員会は、委員会の議事の概要を公表する。

### (意見の具申又は勧告)

第 5 条 委員会は、第 2 条第 1 号又は第 2 号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る経緯等に不適切な点又は改善すべき事項があると認めたときは、担当部局の長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

- 2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、その内容を公表する。
- 3 委員会は、意見の具申又は勧告を行った担当部局の長に対して、改善等の状況についての報告を求めることができる。

### (再苦情処理)

第 6 条 委員会は、第 2 条第 3 号の事務に関し、知事又は企業局長から審議の依頼があったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行わなければならない。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、その結果を知事又は企業局長に通知し、かつ、これを公表

する。

3 前項の通知は、再苦情申立書を受理した日から概ね50日以内に行わなければならない。

**(再苦情処理の専決)**

第7条 委員長は、第2条第3号の事務のうち、再苦情の申立てをした者の申立適格の審査についての事務を専決することができる。

**(委員の除斥)**

第8条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある審議に加わることができない。

**(委員の守秘義務)**

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

**(委員会の庶務)**

第10条 委員会の庶務は、土木建築部公共工事入札管理室において処理する。

**(委任)**

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成9年 告示第465号)

1 この要綱は、公示の日から施行する。(平成9年4月1日公示)

附 則 (平成14年 告示第347号)

2 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年 告示第1055号)

3 この告示は、平成17年9月30日から施行する。

附 則

4 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

5 この告示は、平成20年4月1日から施行する。